

川口市理容の業を行う場合の衛生措置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第9条第3号及び第12条第4号並びに理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「令」という。）第4条第3号の規定に基づき、理容の業を行う場合の衛生措置等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(理容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

第3条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 就業中は、身体を清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
- (2) 客1人ごとに手指を石けん等で洗うこと。
- (3) 顔そりのときは、清潔なマスクを使用すること。
- (4) 理容に直接使用する客用の布片は、清潔なものを使用すること。
- (5) 皮膚に接する布片等は、客1人ごとに、次に掲げる方法により消毒を行ったものと取り替えること。

ア 血液が付着しているもの又はその疑いがあるものは、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。イにおいて「省令」という。）第25条第1号イからハまでに掲げるいずれかの方法

イ アに規定するもの以外のものは、省令第25条第1号イからハまで又は第2号ハ、ホ若しくはヘに掲げるいずれかの方法

- (6) 紙製の首巻き、枕当て等は、客1人ごとに廃棄すること。
- (7) そり毛用の石けん水は、客1人ごとに廃棄すること。
- (8) 消毒液は、毎週1回以上（汚濁した場合は、その都度）取り替えること。
- (9) 消毒済みの器具は、未消毒の器具と区別した場所に置き、これを標示しておくこと。

(理容所の衛生上必要な措置)

第4条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所は、隔壁等により外部及び他の施設（理容所及び美容所を同一の場所で開設する場合の美容所を除く。）と区画すること。
- (2) 作業所の面積は、9.9平方メートル以上であること。
- (3) 理容に使用する椅子は、作業所の面積9.9平方メートルにつき2台以内とし、その面積が9.9

平方メートルを超える場合にあっては、その超える面積が3.3平方メートルを増すごとに1台を2台に加えた台数以内とすること。

- (4) 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。
- (5) 天井の高さは、床面から2.1メートル以上とすること。
- (6) 待合所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した0.9メートル以上の高さを有する物により、作業所と区画すること。
- (7) ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月1回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。
- (8) 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を備え置くこと。

(出張理容を行うことができる場合)

第5条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第2条第2号の被留置者に対して理容を行う場合
- (2) 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

(出張理容を行う場合の衛生上必要な措置)

第6条 法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所における業（以下「出張理容」という。）を行う理容師が講すべき法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める措置

(出張理容を行う場合の届出)

第7条 理容師は、出張理容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第5条第2号又は令第4条第2号に掲げる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(出張理容に関する講習)

第8条 前条第1項の規定による届出をした理容師（理容所の開設者及び従業者を除く。）は、規則で定めるところにより、出張理容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得する

ための市長が指定する講習を受けなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において理容師法施行条例（平成12年埼玉県条例第23号）附則第2項の規定の適用を受けていた理容所であって、施行日以後引き続き第4条第2号又は第6号の規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る構造設備の基準については、施行日以後最初に当該部分の構造設備が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。

3 施行日の前日において理容師法施行条例の一部を改正する条例（平成21年埼玉県条例第15号）附則第2項の規定の適用を受けていた理容所であって、施行日以後第4条第4号の規定に適合しないものについては、施行日以後最初に当該理容所が増築され、又は改築されるまでの間は、同号の規定は、適用しない。